改正後

（企画部に置く課等）

第十四条　企画部に、次の三課及び一室並びにサイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官、インフラ情報高度利用技術研究官、イノベーション推進研究官及び基準研究官それぞれ一人を置く。

企画課
研究評価・推進課
施設課
国際研究推進室

（企画課の所掌事務）

第十五条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　調査、研究及び開発に係る業務の企画及び立案並びに総括を行うこと（インフラ情報高度利用技術研究官及びイノベーション推進研究官の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

（研究評価・推進課の所掌事務）

第十六条　研究評価・推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　研究評価に関すること（イノベーション推進研究官の所掌に属するものを除く。）。

二　技術に関する渉外に関すること（イノベーション推進研究官の所掌に属するものを除く。）。

三～五　（略）

（イノベーション推進研究官の職務）

第十七条の四　イノベーション推進研究官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　社会資本の整備に関するイノベーション創出に関する調査、研究及び開発に係る事項についての企画及び立案並びに調整に関すること（インフラ情報高度利用技術研究官の所掌に属するものを除く。）。

二　前号の調査、研究及び開発に関する評価及び渉外に関すること。

第十八条　（略）

（削る）

（流域マネジメント研究官）

第三十九条の二　河川研究部に、流域マネジメント研究官一人を置く。

2　流域マネジメント研究官は、流域の総合的かつ一体的な管理に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関する事務を整理する。

第三十九条の三・第三十九条の四　（略）

（道路研究官）

第四十五条　道路交通研究部に、道路研究官一人を置く。

2　道路研究官は、次に掲げる事務を整理する。

一　道路交通研究部の所掌事務のうち、道路に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（道路情報高度化研究官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）

改正前

（企画部に置く課等）

第十四条　企画部に、次の三課及び一室並びにサイバーセキュリティ対策・情報利活用推進官、インフラ情報高度利用技術研究官及び基準研究官それぞれ一人を置く。

企画課
研究評価・推進課
施設課
国際研究推進室

（企画課の所掌事務）

第十五条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　調査、研究及び開発に係る業務の企画及び立案並びに総括を行うこと（インフラ情報高度利用技術研究官の所掌に属するものを除く。）。

二・三　（略）

（研究評価・推進課の所掌事務）

第十六条　研究評価・推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　研究評価に関すること。

二　技術に関する渉外に関すること。

三～五　（略）

（新設）

第十七条の四　（略）

第十八条　削除

（新設）

第三十九条の二・第三十九条の三　（略）

（道路研究官）

第四十五条　道路交通研究部に、道路研究官一人を置く。

2　道路研究官は、次に掲げる事務を整理する。

一　道路交通研究部の所掌事務のうち、道路に関する調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導に関すること（道路防災研究官及び道路情報高度化研究官の所掌に属するものを除く。）。

二　（略）